

立川市いじめ重大事態対応ガイドライン

平成30年4月

立川市教育委員会

はじめに

平成 25 年 9 月 28 日、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が施行され、いじめの「重大事態」に係る調査について規定された。これにより、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされた。

立川市においては、平成 26 年 5 月 30 日、同法の趣旨を踏まえ、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定め、市、学校、保護者、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止及び解決を図るための基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的に、「立川市子どものいじめ防止条例」を制定した。同条例第 10 条においては立川市いじめ防止対策審議会、第 11 条においては立川市いじめ問題調査委員会の設置について規定し、重大事態が発生した場合における調査及び再調査等について明示した。これを受け、立川市教育委員会は、同年 11 月 1 日の同条例施行に先立ち、同年 6 月 26 日に「立川市いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）及び重大事態への対処のための基本的な方針を示した。

以上を踏まえ、立川市教育委員会では、いじめの重大事態への対応について、「いじめ重大事態対応ガイドライン」を策定する。

平成 30 年 4 月
立川市教育委員会

第1 立川市教育委員会及び学校の基本的姿勢

(基本的姿勢)

- 立川市教育委員会及び立川市立学校は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者（以下「被害児童・生徒及び保護者」という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たる。
- 立川市教育委員会及び立川市立学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童・生徒及び保護者に対して調査の結果について適切に説明を行う。
- 重大事態の調査は、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識し、立川市教育委員会及び立川市立学校は、いじめの防止等の体制を見直す姿勢をもって、今後の再発防止に向けて全力で取り組む。
- 立川市教育委員会及び立川市立学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をせず、また、被害者である児童・生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、被害児童・生徒及び保護者の心情を害することは厳に慎む。
- 特に、自殺事案の場合、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、立川市教育委員会及び立川市立学校は、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識する。
- 被害児童・生徒及び保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、立川市教育委員会及び立川市立学校は、被害児童・生徒及び保護者の心情に配慮しつつ、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することを怠らず、再発防止につなげていく。重大事態の調査は、被害児童・生徒及び保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うこともあり得るが、立川市教育委員会及び立川市立学校は、被害児童・生徒及び保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。
- 以上のことを踏まえたうえで、立川市教育委員会及び立川市立学校は、被害児童・生徒及び保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案する。

(自殺事案における遺族に対する接し方)

- 自殺事案の場合、立川市教育委員会及び立川市立学校は、御遺族の心情を理解して丁寧に対応し、必要な時間をとりながら説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童・生徒及び保護者に寄り添いながら調査を進める。

第2 重大事態を把握する端緒

(重大事態の定義)

- 法第28条第1項においては、いじめの重大事態を次のように定義している。
- ① 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた

疑いがあると認めるとき」(以下「生命心身財産重大事態」という。)

②「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(以下「不登校重大事態」という。)

※重大事態は、その「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

【参考】 誤った重大事態の事例等

①明らかにいじめにより心身に重大な被害(骨折、脳震盪等の被害)が生じており、生命心身財産重大事態に該当するにもかかわらず、欠席日数が30日に満たないため不登校重大事態ではないと判断し、重大事態の調査を開始しなかった。

②欠席日数が厳密に30日に至らないとして重大事態として取り扱わず、対応を開始しなかった。

③いじめの事案で被害児童・生徒が転校した場合は、退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられるにもかかわらず、児童・生徒の欠席が30日達していなかったため詳細な調査を行わなかった。

(重大事態の発生に係る被害児童・生徒及び保護者からの申立てにより疑いが生じること)

○被害児童・生徒及び保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校は、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

(不幸にして自殺が起きてしまったときの初動対応)

○立川市教育委員会及び立川市立学校は、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(平成22年3月文部科学省)及び「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(平成21年3月文部科学省)第5章等を参照し、組織体制を整備して対応する。

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(平成22年3月文部科学省)より

校内で起こった事案の場合…校内で起こった事案であれば、現場での応急処置や居合わせた子どもへの対応、外部からの問い合わせへの対応、警察との連携、報道への対応などさまざまな現場対応がまず必要となります。

遺族への対応…校長、担任、連絡窓口となる教職員(個別担当)の訪問を急いでください。また、事実の公表について了解を得てください。

記者会見…2社以上の取材(依頼)があった場合には開くつもりで準備を始めてください。

保護者会…すぐに開くつもりで準備を始めてください。

学校再開の方針…学校再開の方針が決まらなると、他の方針も決めにくくなります。自殺の影響が学校全体に及ぶと、自殺のリスクのある子どもに連鎖(後追い)する可能性がありますので、休校は避け、学校の日常活動を段階的に早期に平常化させるのが基本です。もちろん、亡くなった子の死を悼むこととの間にバランスを慎重にとってください。遺族と接触を続け、理解と協力を得ながら行う必要があります。

「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(平成21年3月文部科学省)第5章より

- ・自殺の場合、原因を単純化して自分を責めたり、特定の誰かに責任をなすりつける傾向があります。また、生きることがつらいと感じている子どもが後追い自殺をしてしまう危険性があります。これらに留意しつつ、子ども、保護者、報道へ情報発信してください。
- ・遺族と接触を続けてください。情報発信や葬儀について、できる限り遺族の意向を確認しながら進めてください。
- ・自殺した子どもと関係の深い人や自殺の危険の高い人、現場を目撃した人をリストアップし、早めに関わってください。専門家のケアが受けられる態勢を用意してください。
- ・子どもに事実を伝える時は、大きな集会を避け、クラスで伝えてください。ただし、手段の詳細は伝えないでください。

第3 重大事態の発生報告

(発生報告の趣旨)

- 立川市立学校は、いじめの重大事態が発生した場合、速やかに立川市教育委員会を通じて、立川市長まで重大事態が発生した旨を報告する(法第30条)。
- 立川市教育委員会は立川市立学校からの重大事態発生の報告を受け、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士をはじめとする職員の派遣等の支援を行う。また、適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援する。
- 重大事態の発生報告を受け立川市教育委員会は、指導主事等職員を学校に派遣するなどして、適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援する。
(支援体制の整備のための相談・連携)
- 必要に応じて、立川市教育委員会から東京都教育委員会に対して、重大事態の対処について相談を行い、支援を依頼する。

第4 調査組織の設置

(調査組織の構成)

- 重大事態の調査は、立川市教育委員会が主体となつて行う。その際、第三者のみで構成する調査組織(いじめ対策審議会委員)とするか、学校や立川市教育委員会の指導主事等に第三者を加える体制とするかなど、調査組織の構成についても適切に判断する。
- 立川市教育委員会は、調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができる、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であつて、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)によって構成する。(調査組織の種類)

第5 被害児童・生徒及び保護者等に対する調査方針の説明等

(説明時の注意点)

- 「いじめはなかった。」「家庭にも問題がある。」等の被害児童・生徒及び保護者の心情を害する言動は、厳に慎む。
- 事案発生後、立川市教育委員会及び立川市立学校の不適切な対応により被害児童・生徒及び保護者を深く傷付ける結果となったことが明らかである場合は、立川市教育委員会及び立川市立学校は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに被害児童・生徒及び保護者に当該対応の不備について説明し、謝罪等を行う。
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者の心情に純分に配慮し、丁寧に説明を行ったうえで手続を進める。
- 被害児童・生徒及び保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築する。

(説明事項)

- 調査実施前に、被害児童・生徒及び保護者に対して以下の①及び②の事項について説明する。説明を行う主体は、立川市教育委員会及び立川市立学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合が考えられるが、立川市教育委員会は状況に応じて適切に主体を判断する。

①調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、立川市教育委員会及び立川市立学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明する。

②調査主体（組織の構成・人選）

被害児童・生徒及び保護者に対して、調査組織の構成について説明する。調査組織の人選については、公平性・中立性が担保されていることを説明する。説明を行う中で、被害児童・生徒及び保護者から構成員について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、立川市教育委員会及び立川市立学校は調整を行う。

第6 調査の実施

(調査対象者・保護者等に対する説明等)

- アンケートは、いじめの重大事態の調査のために行うものであること（調査の目的）や結果を被害児童・生徒及び保護者に提供する場合があることを、あらかじめ、調査対象者である他の児童・生徒及びその保護者に説明したうえで実施する。
- 児童・生徒が噂や報道等に影響され、記憶が曖昧になる前の早い段階での聴き取りを行い、関係資料の散逸防止に努める。
- アンケートは、状況に応じて、無記名式の様式により行うことも考える。

(児童・生徒等に対する調査)

- 被害児童・生徒及び保護者、他の在籍する児童・生徒、教職員等に対して、アンケート調査や聴き取り調査等により、いじめの事実関係を把握する。この際、被害児童・生徒やいじめに係る情報を提供してくれた児童・生徒を守ることを最優先する。
- 調査においては、加害児童・生徒からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保する。

(記録の保存)

- 調査により把握した情報の記録は、「立川市いじめ防止基本方針（改訂）」に基づき5年間保存する。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前に法第23条第2項の調査において立川市立学校が取得、作成した記録（※）を含む。なお、個別の重大事態の調査に係る記録についても、5年間保存する。

※学校が定期的実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童・生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等をいう。教職員による手書きのメモであっても、立川市文書管理規則の公文書（行政文書）に該当する場合は、ことに留意する。

- これらの記録の廃棄については、被害児童・生徒及び保護者に説明のうえ行う。また、個々の記録の保存について、被害児童・生徒及び保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定することも考える。

(調査実施中の経過報告)

- 立川市教育委員会及び立川市立学校は、調査中であることを理由に、被害児童・生徒及び保護者に対して説明を拒むようなことはせず、調査の進捗等の経過報告を行う。

(分析)

- 第三者調査委員会等の調査組織は、調査においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどについて、分析を行う。

参考

〈アンケート調査の実施〉「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」
（平成 26 年 7 月文部科学省。以下「背景調査の指針」という。）より

○以下の例のように、アンケート調査結果の取扱い方針（どのような情報をいつ頃提供できるのか）について、調査組織において必ず、調査実施より前に具体的な方針を立て、調査組織の意向を遺族に説明し、理解を求める

○アンケート様式は平常時から備えておき、実施前に遺族に内容を説明し、理解を求める

○特に、アンケート調査結果は、遺族に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査の目的や方法、調査結果の取扱いなどを調査対象となる子供やその保護者に説明する等の措置が必要である

○保護者への協力依頼の手法は様々だが、例えば、保護者会で説明した上で承諾書によって協力を得られるかどうかを確認し、アンケート用紙を子供に持ち帰らせ、家庭で記入し提出する形とするなどが考えられる。的確な手続と早急な実施が可能となるような工夫が必要である

○自殺という重篤な事態に関わる調査であり、時として、うわさや臆測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあることから、本来、無記名式でなく記名式とすることが望ましい。無記名式の場合、こうした記述等がその後の聴き取り調査で確認できなくなるなど、調査実施上の困難もある

参考

〈聞き取り調査〉「背景調査の指針」より

○子供への聴き取りを行う主体としては、調査組織の構成員が担う場合や、調査組織の指示の下、学校の教職員や学校の設置者が行う場合などがありうる

○聴き取り調査は、聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点が必要であり、できるだけ複数の対応者で臨むことが望ましい

○体罰や不適切な指導などが調査対象となるケースなどでは、教職員以外の特定の第三者による中立的な調査も必要となる。

○子供は一般的に、体験を言葉で表現することが難しい、自分から積極的に話したがらない、被暗示性が高いなどの特性があるといわれており、このことを念頭におき、聴き取り調査に際しては、子供に自由に話させる、発言を解釈したり評価したりしない、オープンな質問をするなどに留意すること。また、質問者は、子供の発達段階に応じたふさわしい人材、例えば、中学生に対しては中学教員出身の指導主事が行うなど工夫する。また、同じ者が同じスタンスで聴き取ることが望ましい

○対象者が多い場合や、調査日数などに制約がある場合は、聴き取りに携わる人数を増やす必要が生ずるため、あらかじめ質問者同士で、子供の自殺予防に精通した専門家の助言

も得ながら、質問内容についての打合せをするなど、共通スタンスを保つための対策が必要である

○アンケートで記載のあった情報をもとに、子供に対して事実関係の確認をする場合、あくまでも学校教育中で行われる聴き取り調査であることに十分配慮する。情報を得ることだけが目的になると、子供が心を閉ざしたり、二次的な被害を与えてしまったりすることにもなりかねない。また、子供が自らを責めたり他人を責めたりすることもありえるので、心理的影響によく注意する

○聴き取り調査には、その事実関係の整理も含め膨大な時間と人員が必要であり、体制整備と調査期間の見積りにも注意が必要である

参考

〈情報の整理〉「背景調査の指針」より

○例えば、様々な情報を「学校生活に関すること」「個人に関すること」「家庭に関すること」などに区分し、それぞれについて、「直接見聞きした情報」「亡くなる前の伝聞情報」「亡くなった後の伝聞情報」に区分するなどして整理

○整理した情報から、事実関係が確認できたこと、確認できなかったことを区別して、時系列でまとめていく

○ただし、事実関係が確認できなかったものがあれば、確認できなかった情報として整理しておくことが必要であり、不都合な情報を秘匿するかなのような対応はとってはならない

参考

〈再発防止策の検討〉「背景調査の指針」より

○自殺に至る過程や心理の検証で、複雑な要因が様々に重なったことが明らかになると思われるが、それぞれの要因ごとに、子供の自殺を防げなかったことの考察などを踏まえて課題を見つけ出すとともに、子供を直接対象とする自殺予防教育の実施を含め、当該地域・学校における子供の自殺の再発防止・自殺予防のために何が必要かという視点から、今後の改善策を、可能な範囲でまとめる

○報告書の内容（目次）の一例を示すが、個々の事案の特性に合わせて組み立てることが必要である

- ・はじめに
- ・要約
- ・調査組織と調査の経過
- ・分析評価、調査により明らかになった事実

自殺に至る過程

再発防止・自殺予防の課題

○○○（特定のテーマ）

- ・まとめ
- ・おわりに

○分からないことについては、その旨を率直に記載すべきである

○報告書を公表する段階においては、遺族や子供など関係者へ配慮して公表内容を決める

○報告書に何をどこまで記載するのかと、誰に何を（報告書か概要版か）どのような方法で公表するのかとは密接に関係するため、調査主体と協議して調査組織にて判断する

○学校の安全配慮義務に違反や瑕疵（かし）が認められるような場合は、率直に記載すべきである

② 遺族への適切な情報提供

○調査組織での調査結果について、遺族に説明する

○アンケート調査結果等、得られた資料については、事前に決めていた取扱いの方針のとおりに取り扱う

③ その他

○先行して報道がなされている場合など、状況に応じ、報道機関への説明についても検討する（報告書のうち報道機関に提供する範囲については、遺族の了解をとる）

○報道機関に対して報告書を公表する場合、遺族への配慮のみならず、子供への配慮も必要であり、例えば個人が特定できないような措置をとるなど公表する範囲についても留意する

○「児童生徒の自殺等に関する実態調査」を文部科学省児童生徒課に提出する（平成 23 年 6 月 1 日 23 初児生第 8 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）

参考

〈不登校重大事態における調査〉「不登校重大事態に係る調査の指針」

(平成 28 年 3 月文部科学省) より

- 児童生徒の学校復帰への支援と再発防止が主な目的
- 重大事態の目安である欠席 30 日になる前から、教育委員会等に相談しつつ、児童生徒への聴取に着手
- 学校での調査が原則（事案によっては教育委員会による調査も可）
- 「児童生徒理解・教育支援シート」を活用して支援
- 対象児童生徒とその保護者へ情報提供。いじめをした児童生徒とその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導

第 7 調査結果の説明・公表

（調査結果の報告）

○ 重大事態の調査結果を示された立川市教育委員会は、調査結果及びその調査組織（第三者調査委員会等）から後の対応方針について、立川市長に報告・説明する。その際、教育委員会定例会または臨時会において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討する。

（立川市長に対する所見の提出）

○ 調査結果を立川市長に報告する際、被害児童・生徒及び保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。立川市教育委員会及び立川市立学校は、このことを、あらかじめ、被害児童・生徒及び保護者に対して伝える。

（被害児童・生徒及び保護者に対する情報提供及び説明）

○立川市教育委員会及び立川市立学校は、立川市個人情報保護条例等に従って、被害児童・生徒及び保護者に情報提供及び説明を適切に行う。その際、「立川市個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して行う。いたずらに個人情報保護を盾に情報提供及び説明を怠るようなことはしない。被害児童・生徒及び保護者に対する調査に係る情報提供を適切に行うために、立川市個人情報保護・情報公開担当部局や専門家の意見を踏まえて検討を行うなど、可能な限りの対応を行う。

○ 事前に説明した方針に沿って、被害児童・生徒及び保護者に調査結果を説明する。また、加害者側への情報提供に係る方針について、被害児童・生徒及び保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施する。

（調査結果の公表、公表の方法等の確認）

○ いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、事案の内容や重大性、被害児童・生徒及び保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、

立川市教育委員会及び立川市立学校が協議のうえに判断することとし、特段の支障がなければ公表する。その際、立川市教育委員会及び立川市立学校は、被害児童・生徒及び保護者に対して、公表の方針について説明を行う。

○ 調査結果を公表する場合、調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表する。

○ 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童・生徒及び保護者と確認する。

○ 報道機関等の外部に公表する場合、他の児童・生徒又は保護者等に対して可能な限り、事前に調査結果を報告する。

(加害児童・生徒、他の児童・生徒等に対する調査結果の情報提供)

○ 立川市教育委員会及び立川市立学校は、被害児童・生徒及び保護者に説明した方針に沿って、加害児童・生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童・生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童・生徒への謝罪の気持ちを引き出すことに努める。

○ 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、立川市教育委員会及び立川市立学校は、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童・生徒又は保護者に対して説明を行う。

第8 個人情報の保護

(結果公表に際した個人情報保護)

○ 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、立川市情報公開条例等に照らして判断する。

○ 立川市教育委員会及び立川市立学校は、「立川市情報公開条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示する。

第9 調査結果を踏まえた対応

(被害児童・生徒への支援、加害児童・生徒に対する指導等)

○ 被害児童・生徒に対して、事情や心情を聴取し、当該児童・生徒の状況に応じた継続的なケアを行う。

○ 被害児童・生徒が不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・臨床心理士・巡回相談員、家庭と子供の支援員等の専門家を活用する。

○ 調査結果において、いじめの加害児童・生徒及びその保護者がいじめの事実を認めている場合、学校は個別に指導を行い、学校又は第三者同席の上での被害児童・生徒及びその保護者に対する謝罪の場を設けるなど、被害児童・生徒への謝罪の気持ちを引き出すよう

にする。

○加害児童・生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。
また、学校はいじめの行為について、加害者に対する出席停止措置等の懲戒の検討も立川市教育委員会と相談しながら適切に行い、併せて今後の校内での生活指導計画についても検討する。

○立川市教育委員会は、被害児童・生徒及び保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を学校及び保護者とともに検討する。

(再発防止、教職員の処分等)

○立川市教育委員会は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等のこれまでの対応について検証し、再発防止策の検討を行う。

○第三者により構成される調査委員会等からいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、立川市教育委員会は、教職員に対する聴き取り等を行ったうえで客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討する。

第10 立川市長等による再調査

(再調査を行う必要があると考えられる場合)

○以下の①～④のように第三者委員会等の調査組織による重大事態の調査が不十分であると考えられる場合、立川市長は、再調査の実施をする「いじめ問題調査委員会」を設置する。

①調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合

②事前に被害児童・生徒及び保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合

③立川市教育委員会及び立川市立学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合

④第三者調査委員会等の調査組織の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

○立川市長は第三者委員会等の調査組織による重大事態の調査について、立川市いじめ問題調査委員会による再調査を実施した場合、立川市長は、その結果を議会に報告しなければならない(法第30条第3項)。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定し、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。